

同一の補助対象系統として取り扱う運行系統について

下記の補助対象系統について、地域公共交通確保維持改善事業実施要領2.（1）④イ.を適用し、同一の補助対象系統として取り扱う。

記

1 補助対象系統

峰山線（丹後海陸交通株式会社）

【主系統】

峰山線3

野田川丹海前～京丹後大宮駅～マイン前～峰山駅（16.5km）

【補助系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う系統】

峰山線2

野田川丹海前～京丹後大宮駅～峰山駅：マイン前を経由しない系統

（異なる区間 **1.8km=10.9%**）

2 理由

利用者のニーズに応えるため、通勤、通学の時間帯（朝・夕）と通院、買い物等の時間帯（昼間）とで運行回数及び運行経路を変更している系統であるため。

<地域公共交通確保維持改善事業実施要領（抄）>

④同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲について

複数の系統がある場合に主系統とそれ以外の系統を比較した場合の差異が下記の基準の範囲内となっている場合は、両系統は同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

なお、主系統とは、補助対象系統を構成する運行系統群のうち、最も運行回数が多いもの（運行回数が同数の運行系統が複数ある場合は、最もキロ程が短いもの）をいう。

【同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準】

ア. 基本的な取り扱い

1) 略

2) 主系統のキロ程が10km以上の場合

主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10%以内かつ10km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

イ. 協議会が特に認める場合の取り扱い

上記ア. の基準は満たさないものの、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認める運行系統については、上記ア. の（略）「10%以内かつ10km以内」を「20%以内かつ20km以内」に読み替えて適用する。

2021年6月15日

京都府生活交通対策地域協議会

会長　富山 英範 様

京都府宮津市字新浜1991番地の1

丹後海陸交通株式会社

代表取締役社長 廣瀬 一雄

令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）に
係る地域間幹線系統確保維持計画の同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の適用承認依頼

下記の令和4年度地域間幹線系統確保維持計画の補助対象系統について、地域公共交通確保維持
改善事業実施要領2.(1)④【同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲について】の【イ.
活性化法定協議会が特に認める場合の取り扱い】を適用していただきたくお願い申し上げます。

記

○適用する補助対象系統

・申請番号 第5号 峰山線

【主系統】

峰山線3

野田川丹海前～京丹後大宮駅～マイン前～峰山駅 (16.5km)

【同一の補助対象系統に属するものとして扱う系統】

峰山線2

野田川丹海前～京丹後大宮駅～峰山駅：マイン前を経由しない系統

(異なる区間 1.8km : 10.9%)

以 上